

平成 20 年 1 月 21 日

委員各位

委員長 藤岡 喜美子

これまでに、条例の構成、前文と目的の関係の検討とともに、ワークショップにおいて「企画立案」「実施」段階における市民参加の方法や課題について様々な意見を出して頂きました。

第 5 回の委員会においては「評価」の段階と条例全体に共通する項目について、市民参加の方法や課題について、意見交換をしていただきたいと思います。またこれまで検討していただいた条文案を一度整理し、第 7 回に提案できるように準備を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

条例の項目としての案

< 評価 >

(市民)

第 条

案 1 市民は、市長その他の執行機関が、総合計画などに示された成果目標を達成するために効率的効果的な行政経営に努めているかを監視し、執行機関が行う評価に参加することができます。

(市)

第 条

案 1

1 市長その他の執行機関は、成果目標を設定し、評価を実施していきます。

2 市長その他の執行機関は、評価の結果を市民にわかりやすく公表し、意見を聞くとともに、市民が評価できる機会を設けます。

< 前文 > < 目的 >

1 . 前文がある場合

(前文)

わたしたち稲沢市民は、将来に渡って稲沢市がすみよいまちになることを望んでいます。そのために、わたしたち稲沢市民は稲沢市の主権者として、自らの権利と責任を自覚し、主体的に自治体におけるP(企画立案・決定)D(実施)-C(評価)のすべての段階の運営に積極的に参加するとともに、市長その他の執行機関に対して、生活者である市民の意向に沿った自治体運営を信託します。市長その他の執行機関は、市民の信託にこたえる責務があります。わたしたち稲沢市民は、自己決定と自己責任のもと、市長その他の執行機関と協働し、英知と力を結集しながら、稲沢市民が安心して暮らすことができる地域社会を実

現することをめざし、ここに稲沢市市民参加条例を制定します。

(目的)

第 条 この条例は、主権者である稲沢市民の果たすべき役割と責任、稲沢市民から信託を受ける市長その他の執行機関の果たすべき役割と責務などを明らかにするとともに、市と市民の協働により、稲沢市独自の自治の推進と確立をめざすことを目的とします。

2. 前文がない場合

(目的)

この条例は、生活者である市民の意向を反映できる自治体の自主性、自立性な運営と、そこに生活する市民が自らの手によりまちづくりを推進することが重要であることから、市民と市が、稲沢市民が安心して暮らすことができる地域社会の姿を共通の目的としてともに考え、その実現に向けて互いの信頼関係に基づき自治体の運営におけるすべての段階であるP(企画立案・決定)D(実施)-C(評価)において、自治体運営への市民の主体的、積極的な参加を促進していくことを目的とします。